

宇都宮市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定による地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス」という。）の円滑かつ適正な実施に資するため、宇都宮市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関して、市長若しくは地域密着型サービス事業者選定委員会に対して意見を述べる。

- (1) 地域密着型サービス事業者（地域密着型サービスを提供する事業者をいう。以下同じ。）の指定に関する事。
- (2) 法の規定による本市における地域密着型サービスの費用の額に関する事。
- (3) 法の規定による本市における地域密着型サービス事業者の設備又は運営の基準に関する事。
- (4) 地域密着型サービスの質の確保又は地域密着型サービス事業者の運営評価に関する事。
- (5) その他地域密着型サービス事業者の適正な運営に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、関係者の意見反映、公平性の確保等の観点を踏まえ、学識経験者その他地域密着型サービスの適正な運営を確保する上で必要と認められる者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の出席)

第5条 委員は、第2第1号に掲げる事項で、自己に関するものについては、その委員会の会議に出席することができない。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 5 委員が宇都宮市社会福祉施設等事業者選考専門委員（以下この項において「専門委員」という。）に選任された場合において、その委員が専門委員として調査し、又は選考した案件について委員会に付議されたときは、当該委員は、その議事に関与することができない。

- 6 第1項の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面を会の各委員に回付し、意見を聴き、会議の開催に代えることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び関係人は、会議において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉総務課又は高齢福祉課において処理するものとし、担当の区分は別表に定めるところによる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から適用する。

別表（第9条関係）

区 分	庶務担当課
第2条第1号又は第3号の規定による事項を審議する会議	保健福祉総務課
第2条第2号の規定による事項を審議する会議	高齢福祉課
第2条第4号又は第5号の規定による事項を審議する会議	保健福祉総務課と高齢福祉課間で協議して定める。